

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 一事務ガイドライン  
(第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p><b>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</b></p> <p><b>1-1-3 金融庁長官への報告</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長は、各四半期末現在における登録証券会社の状況について、別紙様式1により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><b>5. 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5-1 登録金融機関の監督事務の取扱い</b></p> <p>登録金融機関の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1-1-1、1-1-2 (①、②、⑤及び⑧から⑩までに限る。)、1-1-3 ((1)、(2)、(3)及び(8)に限る。)、1-1-4 ((2)に限る。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする (以下同じ。)</p> <p><b>5-2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関 (以下「金融機関」という。)からの登録申請に係る留意事項</b></p> <p>(1) <u>金融機関の証券業務に関する内閣府令別紙様式第1号第5面には、記載する営業所又は事務所 (以下「営業所等」という。)ごとに</u></p>	<p><b>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p><b>1-1 証券会社の監督事務の取扱い</b></p> <p><b>1-1-3 金融庁長官への報告</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長は、各四半期末現在における登録証券会社の状況について、<u>別紙様式1-1</u>により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><b>5. 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5-1 登録金融機関の監督事務の取扱い</b></p> <p>登録金融機関の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1-1-1、1-1-2 (①、②、⑤及び⑧から⑩までに限る。)、1-1-3 ((1)、(2)、(3)及び(8)に限る。)、1-1-4 ((2)に限る。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする (以下同じ。)<u>。ただし、1-1-3 (2)の報告については別紙様式1-2によるものとする。</u></p> <p><b>5-2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関 (以下「金融機関」という。)からの登録申請に係る留意事項</b></p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p>当該営業所等が行う法第 65 条第 2 項各号の業務を明示する。</p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 有価証券の私募の取扱い業務を行う<u>登録金融機関</u>にあつては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期していること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>5-3 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5-3-1 登録証券業務に係る留意事項</b></p> <p>(1) <u>顧客に対して信用の供与を条件として有価証券の取得または証券業務に係る取引を強要する行為は行わないこと。</u></p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 証券仲介業務を行う金融機関にあつては、証券仲介業務に従事する者と融資業務(有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。この号及び5-3-1(5)において同じ。)に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を遮断すること。このため、例えば、証券仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めること。</u></p> <p>(6) 有価証券の私募の取扱い業務を行う<u>金融機関</u>にあつては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期していること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p><u>(9) 証券業協会に加入しない金融機関にあつては、行おうとする登録証券業務の種類に応じ、証券業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。</u></p> <p><b>5-3 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5-3-1 登録証券業務に係る留意事項</b></p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p>(2)～(5) (略) (新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>5-3-2～5-3-4 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>証券仲介業務を行う登録金融機関にあっては、</u></p> <p>① <u>証券仲介業務と融資業務を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人等が、</u></p> <p>イ <u>融資業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する者に提供しないこと。</u></p> <p>ロ <u>証券仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を融資業務に利用し、又は融資業務に従事する者に提供しないこと。</u></p> <p>② <u>顧客が委託証券会社に開設した証券口座が残高不足となる場合に、信用の供与を自動的に行い又は行うことを約して証券仲介行為を行わないこと。</u></p> <p>③ <u>証券仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない融資業務に係る情報や、証券仲介業務を行うため又は委託証券会社の法令遵守のために行われる当該委託証券会社との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則（日本証券業協会平成四年公慣規十三）」に定める内部管理責任者をいう。）等が適切に管理を行っていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>5-3-2～5-3-4 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p><b>5-3-5 法第65条の2第5項に規定する業務の規制に係る留意事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第65条の2第5項において準用し、令第17条の4の規定により読み替えて適用する<u>法第42条第1項ただし書に規定する法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況については、3-4-3から3-4-5までの規定に準ずるものとする。</u></p> <p>5-3-6～5-3-7 (略)</p> <p><b>5-3-8 金融機関の証券業務に関する内閣府令第四十六条の規定に基づく帳簿の省略等に係る留意事項</b></p> <p>帳簿の省略等の承認に関する取扱いについては、3-9-1の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>5-3-9 顧客の不正取引の防止のための売買管理について</b></p> <p><u>金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第6号その他の顧客の不正取引の防止のための売買管理については、3-11-3の規定に準ずるものとする。</u></p>	<p><b>5-3-5 法第65条の2第5項に規定する業務の規制に係る留意事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第65条の2第5項において準用し、令第17条の4の規定により読み替えて適用する<u>法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況については、3-4-4から3-4-8までの規定に準ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、証券仲介業務については、3-4-6(3)の①及び②の理論価格、並びに(3)の②及び④の社内ルールについては、委託証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p>5-3-6～5-3-7 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><b>5-3-8 内部管理体制の充実・強化</b></p> <p><u>証券業務を行うに当たっての内部管理体制の構築については、3-11の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、登録金融機関については、その優越的地位の濫用による不公正な取引や顧客との利益相反等の弊害を防止するため、法令遵守の徹底を図る</u></p>

現 行	改 正 案
<p><b>5-3-10 帳簿のマイクロフィルムによる作成・保存</b></p> <p><u>次に掲げる要件が満たされている場合には、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号に掲げる帳簿（同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し）を一般に妥当と認められる作成基準により作成したマイクロフィルムにより保存することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 金融庁長官及び証券取引等監視委員会による検査等において、各営業所等において直ちに書面による帳簿の作成が可能である場合</u></p> <p><u>(2) マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されている場合</u></p> <p><b>5-3-11 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</b></p> <p><u>次に掲げる要件を満たす場合には、注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受注と同時に、注文内容をコンピューターへ入力すること。</u></p> <p><u>(2) 顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。</u></p> <p><u>(3) コンピューター作成の注文伝票については従来の手書きの注文伝票と同様の手段で保存されること。</u></p> <p><u>(4) 入力データのバックアップを定期的に作成・保存すること。なお、バックアップデータの保存においては、セキュリティーが確保されて</u></p>	<p><u>とともに、その実効性を確保する必要があることに留意する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>いること。</u></p> <p><u>(5) 入力した時刻が記録されていること。</u></p> <p><u>(6) 入力実績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。</u></p> <p><u>(7) 注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピューターシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピューターが使用不能となるケース等受注と同時にコンピューターに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピューター作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。</u></p> <p><u>(8) 内部監査に対応できるシステムとなっていること。</u></p> <p><u>(9) コンピューターへの直接入力に関する社内規則が整備されていること。</u></p> <p><b>5-3-12 帳簿の電子媒体による保存</b></p> <p><u>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号（同令別表第16に掲げる取引残高報告書にあつては、その写し）に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては5-3-11に基づいてコ</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>ンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たす場合は、証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。</u></p> <p>① <u>金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第9から別表第16までに規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子データとして保存されること。</u></p> <p>② <u>保存に使用する電子媒体は金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第2項に規定する保存期間の耐久性を有すること。</u></p> <p>③ <u>データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること（帳簿の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。）。</u></p> <p>④ <u>③の「原本」のバックアップを定期的に作成し、これを「副本」として保存すること。なお、「副本」については、「原本」と同様のセキュリティ確保がされていること。</u></p> <p>⑤ <u>顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。</u></p> <p>⑥ <u>保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。</u></p> <p>⑦ <u>入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正の記録がそのまま残されるシステムとなっていること。</u></p> <p>⑧ <u>内部監査に対応できるシステムとなっていること。</u></p> <p>⑨ <u>作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。</u></p>	

現 行	改 正 案
<p>⑩ <u>電算システムにより作成した帳簿のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを原本として保存すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>5-3-9 社内規則の整備</b></p> <p><u>証券業協会に加入していない登録金融機関については、行っている証券業務の種類に応じ、証券業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。</u></p> <p><b>5-4 法定帳簿の作成等に関する留意事項</b></p> <p><b>5-4-1 金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条の規定に基づく帳簿の省略等に係る留意事項</b></p> <p><u>帳簿の省略等の承認に関する取扱いについては、3-9-1の規定に準ずるほか、証券仲介業務に係る残高報告書については、作成を省略できる場合を除き、四半期ごとには交付しなければならないことに留意するものとする。</u></p> <p><b>5-4-2 帳簿のマイクロフィルムによる作成・保存</b></p> <p><u>次に掲げる要件が満たされている場合には、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号に掲げる帳簿（同令別表第16に掲げる取引残高報告書及び別表第18に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあつては、その写し）を一般に妥当と認められる</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>作成基準により作成したマイクロフィルムにより保存することができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融庁長官及び証券取引等監視委員会による検査等において、各営業所等において直ちに書面による帳簿の作成が可能である場合</u></p> <p>(2) <u>マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されている場合</u></p> <p><b>5-4-3 <u>注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</u></b></p> <p><u>次に掲げる要件を満たす場合には、注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成することができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>受注と同時に、注文内容をコンピューターへ入力すること。</u></p> <p>(2) <u>顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。</u></p> <p>(3) <u>コンピューター作成の注文伝票については従来の手書きの注文伝票と同様の手段で保存されること。</u></p> <p>(4) <u>入力データのバックアップを定期的に作成・保存すること。なお、バックアップデータの保存においては、セキュリティーが確保されていること。</u></p> <p>(5) <u>入力した時刻が記録されていること。</u></p> <p>(6) <u>入力事績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。</u></p> <p>(7) <u>注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピューターシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピューターが使用不能となるケース等受注と同時にコンピューター</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>ターに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピューター作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。</u></p> <p><u>(8) 内部監査に対応できるシステムとなっていること。</u></p> <p><u>(9) コンピューターへの直接入力に関する社内規則が整備されていること。</u></p> <p><b>5-4-4 帳簿の電子媒体による保存</b></p> <p><u>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号(同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書及び別表第 18 に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあつては、その写し) に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては 5-4-3 に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる要件を満たす場合は、証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。</u></p> <p><u>① 金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第 9 から別表第 16 までに規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子データとして保存されること。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>② <u>保存に使用する電子媒体は金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第2項に規定する保存期間の耐久性を有すること。</u></p> <p>③ <u>データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること（帳簿の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。）。</u></p> <p>④ <u>③の「原本」のバックアップを定期的に作成し、これを「副本」として保存すること。なお、「副本」については、「原本」と同様のセキュリティ確保がされていること。</u></p> <p>⑤ <u>顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。</u></p> <p>⑥ <u>保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。</u></p> <p>⑦ <u>入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正の記録がそのまま残されるシステムとなっていること。</u></p> <p>⑧ <u>内部監査に対応できるシステムとなっていること。</u></p> <p>⑨ <u>作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。</u></p> <p>⑩ <u>電算システムにより作成した帳簿のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを原本として保存すること。</u></p> <p><b>5-4-5 証券仲介業務にかかる帳簿の作成について</b>  <u>金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第18に掲げる帳簿について</u></p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="190 614 607 646"><b>9. 証券仲介業者の監督事務</b></p> <p data-bbox="190 662 723 694"><b>9-1 証券仲介業者の監督事務の取扱い</b></p> <p data-bbox="190 710 1099 981">証券仲介業者の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1-1-1 (①、③及び④に限る。)、1-1-2 (①、⑤、⑥及び⑩に限る。)、1-1-3 ((2)、(5)及び(8)に限る。)、1-2-1、1-2-2 ((3)~(6)に限る)、1-4、並びに下記に掲げる事項に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする (以下同じ。)</p> <p data-bbox="190 1093 864 1125"><b>9-2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項</b></p> <p data-bbox="190 1141 443 1173"><b>9-2-4 その他</b></p> <p data-bbox="190 1189 1099 1316">法第66条の5第4号に規定する証券仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。</p>	<p data-bbox="1126 327 2045 502"><u>は、委託証券会社のシステムやフォーマットを利用して作成すること及び委託証券会社にその作成にかかるシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、作成及び保存の義務は登録金融機関が負うことに留意する。</u></p> <p data-bbox="1126 614 1543 646"><b>9. 証券仲介業者の監督事務</b></p> <p data-bbox="1126 662 1659 694"><b>9-1 証券仲介業者の監督事務の取扱い</b></p> <p data-bbox="1126 710 2045 1029"><u>証券仲介業者の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1-1-1 (①、③及び④に限る。)、1-1-2 (①、⑤、⑥及び⑩に限る。)、1-1-3 ((2)、(5)及び(8)に限る。)、1-2-1、1-2-2 ((3)~(6)に限る)、1-4、並びに下記に掲げる事項に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする (以下同じ。)</u><u>ただし、1-1-3(2)の報告については別紙様式1-3によるものとする。)</u></p> <p data-bbox="1126 1093 1800 1125"><b>9-2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項</b></p> <p data-bbox="1126 1141 1379 1173"><b>9-2-4 その他</b></p> <p data-bbox="1126 1189 2045 1316">法第66条の5第4号に規定する証券仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。</p> <p data-bbox="1126 1332 2045 1412"><u>なお、申請者が外国法人である場合は、①については国内に駐在する役員</u><u>の状況を、②及び③については国内における状況を確認するものとす</u></p>

現 行	改 正 案
<p>①～③ (略)</p> <p><b>9-3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</b></p> <p><b>9-3-1 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第4号について</b> 証券仲介業者が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、証券仲介業に係る業務を営む場合については、<u>3-4-2</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9-3-2 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第6号について</b> 証券仲介業者が投資信託受益証券等の乗換えを勧誘する際に、顧客に対して行う乗換えに関する重要な事項の説明については、<u>3-4-4</u> ((4) <u>ただし書きを除く。</u>) の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9-3-3 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第7号について</b> 証券仲介業者が、法第2条第8項第6号(私募の取扱いを除く。)の行為により債券(証券仲介業者に関する内閣府令第15条第<u>8</u>号に規定する債券をいう。)を個人の顧客に取得させようとする際に、募集期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して行う説明については、<u>3-4-5</u> ((4) <u>ただし書きを除く。</u>) の規定に準ずるものとする。</p> <p>なお、(3)の①及び②の理論価格、並びに(3)の②及び④の社内ルールについては、所属証券会社において算出又は策定したものを使用するこ</p>	<p>る。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>9-3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</b></p> <p><b>9-3-1 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第4号について</b> 証券仲介業者が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、証券仲介業に係る業務を営む場合については、<u>3-4-3</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9-3-2 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第6号について</b> 証券仲介業者が投資信託受益証券等の乗換えを勧誘する際に、顧客に対して行う乗換えに関する重要な事項の説明については、<u>3-4-5</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9-3-3 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第7号について</b> 証券仲介業者が、法第2条第8項第6号(私募の取扱いを除く。)の行為により債券(証券仲介業者に関する内閣府令第15条第<u>7</u>号に規定する債券をいう。)を個人の顧客に取得させようとする際に、募集期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して行う説明については、<u>3-4-6</u> ((4) <u>なお書きを除く。</u>) の規定に準ずるものとする。</p> <p>なお、(3)の①及び②の理論価格、並びに(3)の②及び④の社内ルールについては、所属証券会社等において算出又は策定したものを使用する</p>

現 行	改 正 案
<p>とができるものとする。</p> <p><b>9-3-4 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第7号について</b>  証券仲介業者の証券仲介業に係る電子情報処理組織の管理については、<u>3-4-6</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</b>  (新設)</p> <p>法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3-9の規定に準ずるものとする(ただし、3-9-1、3-9-4、3-9-5の(1)ただし書き、に係る事項を除く。)</p> <p>(新設)</p>	<p>とができるものとする。</p> <p><b>9-3-4 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第8号について</b>  証券仲介業者の証券仲介業に係る電子情報処理組織の管理については、<u>3-4-7</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9-7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</b></p> <p>(1) <u>法定帳簿については、所属証券会社等のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属証券会社等にその作成にかかるシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、証券仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意する。</u></p> <p>(2) 法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3-9の規定に準ずるものとする(ただし、3-9-1、3-9-4、3-9-5の(1)ただし書き、に係る事項を除く。)</p> <p><b>9-9 営業報告書</b></p> <p>(1) <u>証券仲介業者営業報告書簿を作成するために、府令別紙様式第3号の写し一部が添付されているか、確認する。</u></p> <p>(2) <u>証券仲介業者営業報告書簿</u></p> <p>① <u>証券仲介業者営業報告書簿は、営業報告書の副本により作成する。</u></p> <p>② <u>証券仲介業者営業報告書簿の縦覧は、2-2-4(5)及び(7)～(9)に準じるとともに、縦覧者に別紙様式15に準じて作成する営</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>業報告書簿縦覧表に所定事項を記入させる。</u></p>